



No.304  
2019年 10月25日

# 江東区労連 東

江東区労働組合総連合  
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20  
江東教育会館内  
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131

## 地域労組こうとう結成10年

## 組合員280名で大会迎える!

地域労組こうとうは9月28日、江東区亀戸文化センターで第11回定期大会を開催し、組合員・来賓など63名が出席しました。

小倉副委員長が開会あいさつ、議長・資格審査・選挙など大会役職員を選出して議事に入りました。開会あいさつにたった新野委員長は「私たちがとりまく状況は厳しいが最賃1500円めざす運動、

公平公正な情報が流されない問題の打開、あらゆる差別を許さない運動をふくめてこれからも頑張っていきたい」とあいさつしました。

続いて来賓として、CU東京副委員長の平山さん、江東区労連議長の佐伯さん、東京東部法律事務所の西田弁護士、江東総合法律事務所の中村弁護士、日本共産党東京都議のあぜ上さんがあいさつ。



地域労組こうとう第11回定期大会で選出された新役員 (19/9/28)

大会は委任状も含めて組合員の過半数以上の出席で成立していることを確認し、川村書記長より18年度経過報告、田辺会計より18年度決算報告、丹木会計監査から18年度会計監査報告がありました。川村書記長は「今回の大会は結成10周年目の大会であること、組合員が280名を超えて迎えたこと」を強調しました。

続いて明治乳業争議団の村山さんとJAL不当解雇撤回争議団の細井さんから争議勝利に向けた決意表明があり、その後18年経過報告などが拍手で承認されました。続いて川村書記長から19年度運動方針、田辺会計から19

## 交流と学習を深めよう!

## 江東区労連青年部第19回総会開く

江東区労連青年部は10月5日、第19回定期総会を江東区文化センターで開催し、代議員・役員・来賓など18名が参加しました。総会は正木副部長が開会を宣言、大会議長に東京土建江東支部の武藤さん、選挙運営委員に日本機関紙印刷所労組の有吉さんを



選出して議事にはいりました。青年部を代表してあいさつした松井青年部長は「一年間、さまざまなとりくみをしてきた。パートアルバイト調査やクリスマスパーティーなどは東京地評青年協など他の青年部の仲間も参加して一緒にとりくみを広げた。これからもその輪を広げていきたい」と述べました。

続いて東京地評青年協、全印総連東京地連青年部、江東区労連から来賓のあいさつを受けました。

年度予算案が提案され討論に入りました。討論では2名が発言。Wさんは「私はガソリンスタンドの店長としてはた働いてきたが、長期にわたり職場で暴力を受け体調を崩して休んでいる。幸い労災が認められ、みなさんの話を聞いて力になった。これからも組合の力で交渉を行い解決していきたい」と発言。ヒューレット・パッカード争議を闘った青木さんは「昨年12月に和解することができた。11回も社前行動、裁判での傍聴行動への参加などの多くの組合

員の仲間のみなさんに支えられ、仮装の派遣切りという困難な闘いに勝利和解することができた。みなさんのご支援に感謝する。これからもまだ職場で闘っている人たちのために頑張りたい」と発言しました。大会は新野委員長ほか17名の役員を選出して終了。同じ会場で懇親会を行いました。懇親会では同じCUの江戸川支部の宮澤さん、横田さん、CU執行委員の前澤檀さんなどの紹介、参加者一人ひとりが自己紹介などをしました。

総会は18年度経過報告を副部長の松丸さんが、19年度運動方針案を松井青年部長が行ったあと、二つのグループに分けて分散会を行いました。

1班は「公務・印刷・建設の仲間が参加した。ある人は仲間とのコミュニケーション作りが苦勞している。組合に入るの当たり前の中で、悪いイメージがあるの」と報告。2班は「専従者が4人いる。青年部を29歳以下にしてしまおうと後継者不足に悩む。組合員意識の低い人も学習や交流をする中でかわってきている」と報告がありました。

分散会の報告を得た後、全体の拍手ですべての議案を承認、19年度役員を選出して青年部総会は終了しました。

閉会后、ほとんどの仲間が参加して懇親会を行いました。

【青年部役員は2面】  
【江東区労連のお知らせ2面】

# 東京労連が解散大会 東京地評全労連協議会へ発展的移行

東京労連は10月14日、第37回定期大会を全労連会館で開催しました。昨年、「東京地評全労連単産地域協議会」を発足し、東京地評の中に全労連につながる組織を確立しましたが、すべての東京労連加盟労組が東京地評に加入していなかったため、1年先送りとなっていました。今年の9月28日の東京地評第18回定期大会で自交総連東京地連が東京地評に加入した結果、今回の大会をもって「東京労連」は26年の歴史に幕を閉じ解散しました。

全労連は今年の11月で結成30周年を迎えます。その中で東京の地方組織は東京地評と東京労連が組織合流した03年以降も全労連につながる組織として東京労連が存在していました。東京地評内組織に移行することにより、首都東京の全労連運動がいつそう前進・強化する可能性が生まれます。

解雇の金銭解決制度の法制化・ダブルワークの拡大・雇用によらない「労働者」の拡大など働き方改善、言論や表現の自由の侵害、憲法9条改憲など安倍政権の危険な動きが加速化する中で、首都東京の中で政治を変え、労働者・国民の暮らしと雇用を守る闘う労働組合の役割が増

## 江東区労連からのお知らせ

### ■江東革新懇学習会「浜矩子さん大いに語る！」

- 日時…11月 7日(木) 18:30 開会
- 会場…ティアラこうとう大会議室(BF)
- お話…浜矩子さん

「野党連合政権で小さき者の幸せが守られる経済へ」

### ■安倍政治を許さない・9条改憲ノー11・27江東区民集会

- 日時…11月27日(水) 18:45 開会
- 会場…江東区立東陽公園
- 集会…参加者からの決意表明など
- デモ…19:30 出発～臨海公園まで

### ■江東区労連第37回秋の学習と交流のつどい

- 日時…11月29日(金) 18:30 開会
  - 会場…江東区亀戸文化センター第1研修室  
〈カメラプラザ5F〉
  - 講演…「働き方改革」法…どう職場でとりくむか  
講師…梅田和尊氏(旬報法律事務所弁護士)
- いくつかの組合から新36協定とりくみ報告

## 働くルールミニ学習

### ★有期労働契約の「雇止め」について

有期労働契約は期間満了時に新たな契約を結び直さなければ労働契約は終了します。労働者の都合で契約を更新しないことは自由ですが、使用者が契約更新を拒否することを「雇止め」と言います(労契法19条)。(雇止めが認められない場合)

- ①有期労働契約が実質的に無期労働契約と異なる状態になっている場合。⇒例えば契約書と取り交わさない、自然と契約が続いているような場合。
- ②有期労働契約の期間満了時に、その契約が更新されると期待されている場合。⇒契約書は取り交わされているものの、自分の仕事の継続性、使用者からの期待される発言など。

上記の条件の場合に労働者が契約更新の申し込みをして、使用者が労働者の申し込みを拒絶することが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合(解雇の場合と同じ)。

### ★雇止めの予告手続き

- (以下の条件のいずれかの場合には1か月前までに雇止め予告義務が使用者に課せられる)
- ①労働契約が3回以上更新、②契約を更新して1年以上経過、③1年を超える有期契約を結んでいる。

組合(地域労組こうとう)に加入し、団体交渉を申し

◆ **トピックス**

■第171回憲法9条守ろう・9の9日宣伝行動

区民要求実現江東大運動実行委員会は10月9日、区内5駅で宣伝行動を行い、8団体139人が参加、憲法チラシなど1200部を配布しました。

- ◆ **加盟労組の大会から**
- ★全印総連中央地区協議会 第16回定期総会(9月21日)
    - 議長 金澤 浩平さん
    - 書記長 大塚 創さん
  - ★自交総連不二タクシー労組 第61回定期大会(9月22日)
    - 委員長 小山 登さん
    - 書記長 福田 広明さん
  - ★地域労組こうとう第11回定期大会(9月28日)
    - 委員長 新野 好雄さん
    - 書記長 川村 好正さん
  - ★江東区職労第68回定期大会(10月5日)
    - 委員長 山本 民子さん
    - 書記長 中村 隆さん
  - ★癌研労組第295回定期大会(10月9日)
    - 委員長 板倉 秀子さん
    - 書記長 飯田 雅憲さん
- 以降は次号に掲載します。



◆ **上司のパワハラ・同僚の嫌がらせで体調を崩す(弁護士事務所紹介・男性・正規)**

昨年の3月に相談に。江東区内の事業所。入社後、しばらくして子会社に出向していたところ、上司に激しいイジメにあい、うつ病を発して病休を取得、その後、会社はもとの職場に戻して、復帰させます。ところが、そこで同僚に嫌がらせをされて再び体調を崩してしまいます。その際に部長に呼び出され「会社」のイジメなど当たり前だ、あなたの病気などどうでもよい。」(録音あり) などと2時間近くも言われ、解雇通告をされてしまい、その後、組合を訪れます。

◆ **その際に組合側からは上司のパワハラ発言について具体的事実を伝えて解決をせよ**

本人が最後まであきらめきれなかったのが職場復帰でしたが、無理して出勤して再発するリスクも高く、退職を前提とした解決金を会社が支払う形で終結となりました。

◆ **今回の事例は解決しました**

ある人は「原因となった場所(この場合は会社)から離れる(辞める)こと」によって治療の方向に向かう場合もあります。

◆ **側には報いたい、それをしなくも、低い水準の和解を求められ、不満が残ります。**

◆ **組合(地域労組こうとう)に加入し、団体交渉を申し**